

会議の公表及び公開について

◆市民参加条例に規定するルール

① 開催の事前公表（条例第9条第2項）

会議を開催するに当たっては、次の事項を事前に公表する。

- ・ 会議の名称
- ・ 開催日時
- ・ 開催場所
- ・ 会議の議題
- ・ 会議の傍聴人の定員
- ・ 会議の傍聴手続 など

② 会議の公開（条例第9条第1項）

審議会等の会議は、原則公開とする。

※ 非公開の場合

- ・ 法令の規定により公開しないとされているとき
- ・ 会議の内容が個人情報にかかわるものである場合、その他公開しないことに合理的な理由がある場合
- ・ 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に支障があると認められるとき

③ 会議録の公表（条例第9条第4項）

会議が開催されたときは、次の事項を明らかにした会議録を作成する。

- ・ 会議の開催日時、開催場所、出席者氏名及び傍聴人数
- ・ 会議の議題
- ・ 会議での検討に使用した資料等の内容
- ・ 会議における発言の内容及び議事の経過
- ・ 会議の結論 など

※ ただし、不開示情報は除く。

※ 不開示情報とは、特定の個人が識別される情報、法人等の正当な利益を害する情報、生命の保護や公共の安全の確保等に支障が生ずる恐れがある情報などをいいます。

上記の内容について、広報、ホームページ、担当課窓口などで公表することとされています。